

◆ 利用料金表 (2019年(令和元年)10月1日～)

文化ホール利用料

(単位:円)

区分			利用料							冷暖房費 1時間 当たり
			午前9時 から 正午まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後6時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後5時 まで	午後1時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後10時 まで	延長又は 繰上げ 1時間 当たり	
ホール (控室付)	入場料を徴収 しない場合及び 入場料の 最高額が 500円以下の場合	平日	6,600	7,910	7,910	14,510	15,820	22,420	2,630	3,200
		休日	7,910	9,490	9,490	17,400	18,980	26,890	3,150	
	入場料の 最高額が 500円を超え 2,000円以下 の場合	平日	9,900	11,860	11,860	21,760	23,720	33,620	3,940	
		休日	11,860	14,230	14,230	26,090	28,460	40,320	4,720	
	入場料の 最高額が 2,000円を 超える場合	平日	13,200	15,820	15,820	29,020	31,640	44,840	5,260	
		休日	15,820	18,980	18,980	34,800	37,960	53,780	6,300	
ミーティング 室	ホールと併用する場合		780	1,030	1,030	1,810	2,060	2,840	330	250
	ホールと併用しない場合		1,170	1,560	1,560	2,730	3,120	4,290	510	
ホワイエ			1,190	1,570	1,570	2,760	3,140	4,330	510	—
控室			590	780	780	1,370	1,560	2,150	250	130

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。
- 2 入場料を徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料に相当する金銭を受取したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。
- 3 時間区分を延長し、又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 4 物品の陳列、販売その他営業目的のためにホール、ミーティング室、ホワイエ又は控室を利用する場合の利用料の額は、この表による利用料の10割の額を加算した額とする。
- 5 移動客席を利用しない場合のホールの利用料の額は、この表による利用料の半額とする。
- 6 練習等のためにホールの舞台面だけを利用する場合のホールの利用料の額は、この表による利用料の3割の額とする。
- 7 5及び6の場合において、計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附属設備利用料

分類	品目	単位	利用料
舞台設備	音響反射板	1式	2,770円
	指揮台	1台	150円
	指揮者用譜面台	1台	150円
	演奏者用譜面台	1台	80円
	平台	1台	80円
	金屏風	1双	390円
	めくり台	1台	80円
	上敷	1枚	80円
	緋毛せん	1枚	80円
	長座布団	1枚	80円
	紗幕	1枚	390円
	照明設備	ボーダーライト (200W×54灯)	1列
サスペンションライト		1列	650円
アッパーホリゾントライト (300W×56灯)		1列	390円
ロアホリゾントライト (200W×56灯)		1列	390円
シーリングスポットライト		1台	650円
センターピンスポットライト (2KW)		1台	1,310円
フロントサイドスポットライト		1列	250円
音響設備	ホール拡声装置	1式	1,970円
	CDプレイヤー	1台	650円
	カセットテープレコーダー	1台	650円
	マイクロホン	1本	390円
	ワイヤレスマイク	1本	390円
楽器	ピアノ(国産)	1台	2,770円
映写設備	映写幕 *スクリーン	1式	650円
	映写機 *プロジェクター	1台	1,310円
その他	持込み電気器具用コンセント	1口	150円

備考

- 1 附属設備の利用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までの時間区分ごとの利用料とする。ただし、附属設備を午前9時から午後5時まで、午後1時から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで継続して利用する場合は、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの利用料は徴収しないものとする。
- 2 時間区分を延長し、又は繰り上げて利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表による利用料の3割の額とする。
- 3 2の場合、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、これを1時間として計算し、計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 ピアノの利用料には、調律料を含まない。